

『広報ふくい』プレゼント提供事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井市（以下「市」という。）が発行する広報紙『広報ふくい』（電子版を含む。以下「広報紙」という。）上で読者プレゼントを実施するにあたり、プレゼント提供事業者を募集するための必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置等)

第2条 読者プレゼントは、毎月実施するものとする。

- 2 読者プレゼント記事の具体的な掲載の位置、大きさ及び表現は、市が指定する。
- 3 読者プレゼントの掲載は、原則として1号につき1件とする。

(プレゼントが満たすべき要件)

第3条 提供されるプレゼントは、原則として福井市内に事業所を有する事業者が製造、販売または提供するものとする。

- 2 プレゼントは、希望小売価格で総額5,000円（消費税及び地方消費税額を除く。）相当以上のものとする。
- 3 プレゼントは、1名当たりの希望小売価格は500円（消費税及び地方消費税額を除く。）相当以上のものとする。
- 4 プレゼントは、無償で引換えができるものとする。
- 5 プレゼントの引換期限は、掲載号の発行日から起算して4か月後に設けるものとする。
- 6 その他、法令等に違反しない、公の秩序若しくは善良の風俗に反しないなど、プレゼントの内容として適当であると市が認めるものとする。

(提供の募集)

第4条 プレゼント提供者の募集は、広報紙、福井市ホームページ、公式 SNS 等により公募するものとする。

- 2 プレゼント提供希望者は、「『広報ふくい』プレゼント提供申込書（様式第1号）」を掲載希望月の3か月前の末日までに市長に提出するものとする。
- 3 提供決定の前後にかかわらず、提出後に申し込みを取下げの場合は、「『広報ふくい』プレゼント提供申込取下書（様式第2号）」を市長に提出するものとする。

(提供の決定)

第5条 市は、基準を満たして提出されたプレゼント提供申込の中から、市民の福祉の増進への寄与度、産業の振興への寄与度、バリエーション、相当価格等を総合的に判断して提供されるプレゼントを決定する。

- 2 市は、提供を決定した事業者（以下「提供事業者」という。）に対して、原則として掲載号の発行日から起算して2か月前の10日までに「『広報ふくい』プレゼント提供決定通知書（様式第3号）」を交付する。

（原稿の作成）

第6条 提供事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

- 2 市は、提供事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。
- 3 提供事業者は、市が指定する期日までに前項の校正を終了するものとする。

（プレゼントの引換え方法）

第7条 プレゼントは、市が作成する引換券（以下「引換券」という。）により、当選者が福井市内にある提供事業者の店頭において引換えるものとする。

- 2 当選者の決定、及び当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。
- 3 引換券には、引換期限を表示するものとする。
- 4 提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを引渡すものとする。
- 5 前項の引渡しができず直ちにできない場合は、提供事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。
- 6 提供事業者は、プレゼントの引渡しをする際に、引換券を持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を課すことをしてはならない。

（提供の取消し）

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、提供事業者の決定を取り消すものとする。

- （1）申込内容に誤りがあったとき。
- （2）プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。
- （3）提供事業者から取下げの申し出があったとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと市が認めるとき。

（二次利用）

第9条 提供事業者は、掲載号の広報紙読者プレゼント記事を印刷等により自社広告に使用することができるものとする。ただし、記事の改変等を行うことはできない。

（損害賠償）

第10条 市は、提供事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利

益が生じた場合は、提供事業者に損害賠償を請求することができる。

(提供事業者の責務)

第11条 プレゼントの内容に関し生じた責務は、提供事業者が負う。

2 提供事業者は、市税等を完納していなければならない。

(実施報告)

第12条 提供事業者は、引換期間満了後、速やかに「『広報ふくい』プレゼント引換実施報告書(様式第4号)」を市長に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。